

申請期間 令和8年6月1日（月）～6月12日（金）

※土・日・祝日除く 8:30～12:00、13:00～17:15

申請場所 八重瀬町役場（3階）学校教育課

※受付期間内に申請した方のみ、4月にさかのぼって認定します。

※受付期間以降に申請した場合は、申請日の翌月からの認定となります。

提出書類

1 八重瀬町就学援助申請書（兼認定調書）・・・全員

2 口座振込依頼書・・・全員

✓ 令和8年1月1日時点で他市町村に住民登録があった方は、住民登録があった市町村より令和8年度所得課税証明書（令和7年中の収入額、所得額、控除額、税額の記載があるもの）を取得し提出して下さい。

※ 同一世帯で18歳以上の方全員分の所得証明書が必要です。

所得がある18歳未満の方の分も所得証明書を提出してください。

※ 同一世帯とは、同じ住所に住んでいる方全員です。（単身赴任で生計を共にしている方も含みます）

3 児童扶養手当証書の写し・・・（表面）の申請理由キに該当する方

4 ハローワークカードの写し・・・（表面）の申請理由クに該当する方

5 診断書・・・保護者又はその配偶者が長期療養の必要な方

6 障害者手帳の写し・・・保護者又はその配偶者が障害のある方

（注）記入は黒のボールペンを使用し、鉛筆や消えるボールペンは使わないで下さい。
記入漏れや必要書類の提出がない場合は、認定できない場合があります。

✓就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。

・祖父母等で生計や住民登録を別にしていても、同じ家(住所地)に住んでいる方は同一世帯とみなします。

・単身赴任などにより、同じ家(住所地)に住んでいないが、その世帯の生計を維持している方も同一世帯に含みます。

・生計別の確認は、光熱費(電気・水道・ガス)を分けて生活している2世帯住宅等が確認できる、光熱費の領収書等の写しを提出してください。